

第7回吹田市政策会議開催結果について

日時:平成27年8月27日(木)10時~10時30分

場所:特別会議室(本庁舎高層棟4階)

政策会議構成員8名の出席

(市長、太田副市長、池田副市長、教育長、危機管理監、総務部長、行政経営部長、道路公園部長)

○案 件 名	○担当及び関連する部局名
自転車等の放置防止に関する条例改正について	道路公園部
○審議内容と結果	
【案件概要】 <p>現在、放置禁止区域において放置された自転車等の処理に関して、条例、規則、内規において規定し、移送等の処理を行っているが、放置禁止区域外に放置された自転車等については規定が無いため、処理に関しては、道路法第44条の2に規定する措置の対象「不法投棄物」として、同法の主旨を基に、本市独自の対応及び運用を行っている。</p> <p>しかしながら、移送までに相当の期間を要するため、対応を求められていたところであり、自転車等の放置による生活環境の悪化を防止し、自転車等の駐車秩序を確立することにより、災害時の防災活動の確保並びに歩行者の安全及び通行機能の保持を図るため、今回条例化する。</p> <p>今回の主な改正点は以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none">①放置禁止区域以外の市管理道路においても、自転車等について、一定期間放置され、道路管理上支障がある場合、移送・保管等の措置ができるとし、一定期間保管の上、利用者が返還を求めたときは返還する。②現在、内規で定めている、道路付属物(その他工作物を含む)に結合されている自転車等の措置内容について、条例において規定し、明確な根拠に基づき、移送に必要な措置を講ずる。③移送等の措置に伴って自転車等の利用者を生じた損害について、市長は一切その責めに任じないことを明記する。	
【所管部の考え方】 <p>放置禁止区域内に放置されている自転車等については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づき、本市においても条例において規定し、措置を行っているが、放置禁止区域外の市管理道路に放置されている自転車等については、「車輛」であることから、道路法による「違法放置物件」として処理はできず、同法67条の2に定める「長時間放置された車両」としても、特定の条件全てを満たしていなければ適応できないため、現在、「廃棄されていると認められるもの」として、通常の道路上の障害物として処理している。本来であれば、即時処分も可能だが、「車輛」であることから、移送するまでに相当の猶予(約1か月)期間を設けているため、市民からの苦情に対し、解決に至るまで長期間を要しており、また、他市においても、同様の条例化をおこなっているところもあり、本市においても明確な根拠規定が必要であると考え。</p>	
【審議事項】 <p>自転車等の放置防止に関する条例改正の内容及びその是非について</p>	
【審議結果】 <p>道路公園部より、資料に基づき審議事項について説明があり、その後質疑応答を行った。</p> <p>質問・・・放置禁止区域外で放置自転車が多いところはどこか。 答え・・・バス停の近くは放置自転車が多い傾向がある。</p> <p>質問・・・年間の見込み台数や経費の増加、売却益の見込みは。 答え・・・現在、年間130台程度を処分しているが、今回の条例改正で対象台数の増加はないものと見込んでいる。 経費としてはシステム改修にかかる経費が必要になる。 また、現在、処分に係る費用が1台あたり千円程度かかっているものが、1台あたり千円程度の売却益を得ることができると考えている。</p> <p>質問・・・60日間の保管期間の設定は他市と比べてどうか。 答え・・・他市に比べて長い。実際は、保管後約2週間で9割程度の自転車が返還されている。</p> <p>質問・・・対象は市道に限定され、公園や府道は対象外となるのか。 答え・・・公園は独自の条例で対応しており、府道についても府が管理者となっているため、市道のみを対象とする。</p> <p>指示・・・条例改正の趣旨や必要性、放置禁止区域外の自転車について他の不法投棄物と異なる取り扱いをすることなど、丁寧な説明をするとともに、市民への周知を徹底すること。</p> <p>まとめ・・・本案件については承認された。9月定例会に向けて手続きを進めることとする。</p>	